## 全国健康保険協会船員保険協議会(第48回)

日 時:令和2年7月10日(金) 14:00~15:52

場 所:都道府県会館 4階 402号室

出席者:菊池委員長、金岡委員、小山委員、髙橋委員、立川委員、田中委員、内藤委員、

中出委員、長岡委員、平岡委員(五十音順)

議 題:1. 令和元年度決算について

2. その他

# 菊池委員長:

お待たせいたしました。定刻になりまして、またご到着になられていない委員がおられますが、 ただ今から第48回船員保険協議会を開催いたします。

このコロナ禍の中、皆様がこの間で大変なご苦労をされておられたのではないかと拝察いたします。本協議会もようやくまだ情勢が落ちつかないところではありますが、ようやく対面での開催となりました。ご協力どうもありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、菊池委員より欠席のご連絡を頂いております。小山委員が遅れてご到着の予定と伺っております。本日もオブザーバーとして厚生労働省よりご出席をいただいておりますが、4月1日付けで人事異動があったとのことですので、ご紹介申し上げます。佐々木全国健康保険協会管理室長でいらっしゃいます。

# 佐々木全国健康保険協会管理室長:

佐々木と申します。どうぞお願いいたします。

### 菊池委員長:

よろしくお願いいたします。次に協会の役員及び職員の異動があったと報告を受けておりますので事務局からご紹介をお願いいたします。

## 内田船員保険部次長:

協会の役職員の交代について紹介いたします。6月1日付けで企画担当理事に就任いたしました中 島でございます。

### 中島理事:

中島でございます。よろしくお願いいたします。

#### 内田船員保険部次長:

7月1日付けで船員保険部次長に着任いたしました内田でございます。よろしくお願いします。

## 菊池委員長:

それでは早速ですが議事に入りたいと思います。まず事務局から議題1.令和元年度決算についてご説明をお願いいたします。

### 内田船員保険部次長:

説明に入る前に前回第47回船員保険協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、書面審議という形で開催させて頂きました。異例の開催にも関わらず委員の皆様方から多くのご意見を頂き感謝申し上げます。ありがとうございました。また本日も感染防止対策といたしまして、従来よりも座席間の距離をとった配置とさせて頂いております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは決算の説明をさせていただきます。令和元年度の決算につきましては、資料1-1から資料1-3によりましてご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1の決算報告書についてご覧ください。元年度の収支の状況につきまして、予算と 決算を対比してお示しをいたしたものでございます。収入金額の合計額でございますけれど、482 億5,400万円となっております。内訳といたしましては、保険料等交付金が366億2,900万円、疾病 任意継続被保険者保険料が10億4,800万円、国庫補助金が28億5,400万円、国庫負担金が1億6,300 万円、職務上年金給付費等交付金が58億円、運用収入が100万円、雑収入が1億3,900万円、被保険 者保険料の負担軽減相当額を準備金から繰り入れております累積収支からの戻入が16億2,000万 円でございます。

保険料等交付金が予算額に対しまして1億1,300万円の減となっておりますが、その要因は予算策定時の平均標準報酬月額の見込み額に対しまして、実績値が下回ったこと等によるものでございます。参考までに30年度の決算額と比較致しますと、保険料等交付金につきましては約2億円の増となっておりまして、平均標準報酬月額につきましても実績で比較いたしますと+0.3%の伸びとなっているところでございます。

次に支出でございます。支出金額の合計につきましては435億9,000万円となっております。内 訳といたしましては、保険給付費が266億3,700万円、拠出金等が99億4,700万円、介護納付金が31億7,900万円、業務経費が26億8,900万円、一般管理費が10億9,000万円、職務上年金給付費等交付金の前年度分の返還金等である雑収入が4,800万円でございます。介護納付金が予算額に対しまして1億3,700万円の増となっておりますが、その要因といたしましては予算策定時に国から示されました介護納付金に対しまして、実際に賦課された介護納付金が上回ったことによるものでございます。また、業務経費のうち福祉事業経費が約2億円下回っておりますけれど、これは特別支給金と保養事業経費がそれぞれ1億円ずつ見込み額を下回った等によるものでございます。一般管理費のうち一般事務経費として見込んでおりましたシステム改修等につきましては3億1,100万円の減となってございます。この結果、収支差が46億6,400万円となっており、この46億6,400万円につきましては、累積収支に繰り入れをさせていただきます。

続きまして、財務諸表について資料1-2をご覧いただけますでしょうか。まず損益計算書についてご説明をさせていただきたいと思いますので、3ページ4ページをご覧ください。

経常費用と経常収益等の詳細について記載をさせて頂いております。経常費用の合計につきましては4ページの右端の欄の2行目にございます。こちらの金額が435億円となっております。また経常収益の合計につきましては右端の欄の5行目にございます466億円となっておりまして、経常費用と経常収益の差である31億円が経常利益となってございます。最終的な当期純利益は、右端欄の一番下にございます31億円となってございます。先程ご説明いたしました決算報告書の概要の収支差47億円と異なるところでございますけれど、被保険者の保険料負担軽減分として準備金より戻入をしております16億円につきまして、先ほどの決算報告書では収入として計上しておるところでございますけれど、この損益計算書では収益に計上してないことによるものでございます。

続きまして1ページ2ページに戻っていただきまして、資産と負債等を表しました貸借対照表で ございます。

1ページでございます。資産の部の流動資産の合計額は右端欄の1行目にございます574億円となっておりましてその内訳の大部分が、現金及び預金で547億円となってございます。次に未収入金が28億円となっておりますが、これは3月までに国で収納されました保険料等で4月に保険料等交付金として国から交付されたものや、未収の返納金債権などを計上しているところでございます。固定資産の合計額につきましては右端の欄の2行目にございます3億円となっており、資産の合計金額は一番下の行の577億円でございます。

2ページ目が負債の部でございます。流動負債の合計は35億円となってございまして、その主なものが未払金33億円でございます。これは4月に支払いました前期高齢者納付金などの拠出金ですとか、3月診療分の診療報酬などを計上しているところでございます。また、前受収益は3月に納付されました疾病任意継続被保険者の前納保険料1億円でございます。固定負債でございますけれど、右側の2行目の5億円でございまして、負債合計は右の欄の3行目、40億円となってございます。

次に純資産の部でございます。資本金は全額が全国健康保険協会が船員保険を承継した際の政府の出資金でございまして、これが4億6,500万円でございます。その下の準備金が501億円、また、括弧書きになっております当期純利益が31億円でございます。これらによりまして純資産合計は537億円となります。なお、負債と純資産の合計は577億円となりまして、資産の部の資産合計577億円とバランスするということになります。

続きましてキャッシュフロー計算書につきまして、5ページをお開きください。こちらは現金の 出入りを示したものでございます。下から3段目の資金の増加額が30億円でございまして、資金期 首残高は517億円でございましたので、資金期末残高は547億円となっており、貸借対照表の現金 及び預金の額と一致するところでございます。

続きまして6ページでございます。利益処分に関する書類でございまして、3月末時点では当期 未処分利益となっております当期純利益31億円につきましては、こちらの欄外にあります通り利 益処分を行った場合、準備金の残高は533億円となるところでございます。

続きまして7ページ以降につきましては、注記事項等でございます。

少し飛びますけれど10ページをお開きいただけますでしょうか。ローマ数字のXとして「その他の注記事項」がございますけれど、こちらをもう1枚めくっていただきまして、11ページの2.

でございます。こちらは昨年の1月に厚生労働省が公表いたしました毎月勤労統計調査の不適切な取扱いの影響について記載をさせて頂いております。31年4月10日付で改正されました関係政省令に基づきまして、障害年金や遺族年金等の追加給付を行いました。令和元年度中の支払額でございますけれど、こちらは4億1,000万円、支払いに要しました事務経費でございますけれど、こちらは6,900万円でございました。なお、これらの費用につきましては、令和元年度に約4億6,200万円を国から補填を受けているところでございまして、残る1,700万円につきましては令和3年度に補填がされることとなってございます。財務諸表につきましては以上でございます。

続きまして、参考資料をご用意してございます。横表のものでございます。これまでご説明を させて頂いたものにつきましては、協会の法人としての決算でございますが、こちらでお示しし ておりますのは国の特別会計における収支を合わせました、合算ベースの部門ごとの決算でござ います。

1枚目ご覧いただけますでしょうか、疾病部門につきましては保険料収入が312億円となっており、収入合計は359億円となってございます。対しまして支出合計は311億円となってございまして、これを差し引きいたしまして約48億円の黒字となっているところでございます。元年度末の準備金残高は358億円でございまして、このうち被保険者の保険料軽減分につきましては下から2段目の70億円となってございます。

裏面をご覧いただけますでしょうか。こちらは災害保健福祉保険部門につきましてでございます。収入合計約36億円に対しまして、支出の合計が36億円となってございまして、差し引きして900万円の黒字となってございます。元年度末の準備金残高につきましては188億円となってございます。これらは国の決算の確定が7月末となっているため、現時点では決算見込みとさせていただいているところでございます。

続きまして事業報告書についてご説明をさせていただきます。事業報告書につきましては資料の1-3でございます。まず3ページをお開きいただけますでしょうか。元年度の事業運営方針と総括を記載したものでございます。こちらのページの2つ目のパラグラフにあります通り(1)としましてレセプトや現金給付の審査支払等の基盤的保険者機能の発揮、(2)にございます加入者の健康維持増進を図るための戦略的保険者機能の発揮、これと(3)でございますけれど、これらの保険者機能を本格的に発揮するための組織・運営体制の強化、この3つを運営方針として掲げまして、事業運営に努めてきたところでございます。

以降はそれぞれの総括について記載をさせて頂いてございます。事業の詳細については5ページ以降にお示ししております。5ページをお開きいただけますでしょうか。まず加入者数などの状況でございますけれど、元年度につきましては平成26年度以降5年ぶりに被保険者数が減少したところでございます。船舶種別ごとに見ますと汽船等は引き続き増加しており、元年度末では前年度に比べまして403人の増加となってございます。一方で漁船(ろ)でございますけれど、こちらは引き続き減少傾向でございまして、前年度末に比べまして287人の減となってございます。被扶養者につきましては、引き続き減少しているところでございまして加入者数の方も減少してございます。

2つ目のパラグラフでございます。こちらは平均標準報酬月額の状況でございます。全体では前年度に比べまして1,117円の増となってございますが、船舶種別毎に見て頂きますと汽船等につきましては、引き続き増加しておりまして元年度末では前年度に比べ3,513円の増となってございます。一方で漁船(ろ)は減少に転じまして、元年度末では前年度に比べまして8,425円の減となってございます。

続きまして7ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは船員保険の課題である年齢構成でございますが、図表3-2にございます通り他の被用者保険と比べますと50代から60代に被保険者数のピークがある状況を示してございます。図表3-3の通り、年々この傾向は解消されつつございますが、今後の動向を注視する必要があると考えてございます。

続きまして8ページからは医療費と医療給付費等の動向でございます。図表の3-4にございます通り医療費総額、医療給付費総額ともに平成30年度と比較いたしまして増加しております。また、加入者1人当たりの医療費及び加入者1人当たりの医療給付費ともに増となってございます。

お開きいただきまして9ページの図表3-5から10ページの図表3-7までは職務外、職務上等の内 訳でございます。

続きまして11ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは現金給付費等の動向でございます。図表3-8 をご覧いただけますでしょうか。こちらは職務外の事由によります現金給付の内訳でございます。高額療養費につきましては、限度額適用認定証の利用促進を進めているところでございまして、現物給付分が増加している反面、現金給付分が減少しているところでございます。療養費につきましては柔道整復施術療養費は減少しているところでございますけれど、それ以外の療養費については増加しているところでございます。

12ページの図表3-9につきましては、職務上等による現金給付の内訳でございます。次に12ページの年金給付費の動向でございます。図表3-10にお示ししております通り、給付額、受給権者ともに減少しているところでございます。これら年金給付につきましてはそのほとんどが平成22年度改正前の職務上の事故に起因する給付となってございます。

13ページの図表3-11はその内訳となっております。

続きまして14ページをお開きいただきますでしょうか。事業運営と活動の概況についてでございます。まず基盤的保険者機能について(1)でございます。保険給付等業務の適正な実施につきましては i )にありますとおり傷病手当金などの審査にあたりましては、申請内容に疑義が生じた場合に被保険者本人や担当医師に照会を行う他、船員保険部の審査医師に意見を求めるなど適正な給付に努めているところでございます。次にiii)の下船後の療養補償についてでございます。これにつきましては対象外の傷病について申請される方がおり、令和元年度で受け付けた申請の中で不承認としたものの7割を占めているところでございます。このため制度の対象となるかどうか質問に沿って確認出来るフローチャートを作成いたしまして周知を行ったところでございます。

16ページをお開きいただけますでしょうか。こちらはレセプト点検の推進について記載をして ございます。医療機関が請求するレセプトにつきましては、まず社会保険診療報酬支払基金にお いて審査が行われます。その後協会において支払基金で審査されていない事項等について点検を 行うことで医療費の適正化を進めているところでございます。元年度の支払基金による内容点検 の効果額でございますけれど、こちらは5,000万円で平成30年度と比較致しますと500万円の減となったところでございます。船員保険部と合算した加入者全体の効果額は5,900万円で平成30年度と比較すると800万円の減となったところでございます。元年度の査定率でございますけれど、こちらは前年度を0.05ポイント下回る0.30%となりましてKPIの達成はできなかったところでございます。協会で行うレセプト点検のうち内容点検につきましては、現在外部委託により実施しているところでございます。元年度の査定率が低かったため令和2年度につきましては委託契約内容の見直しを行いまして、査定率に応じて委託費を支払うことにしております。なお元年度の外部委託費用200万円に対しまして内容点検効果額は800万円でございまして、600万円の効果が出ているところでございます。

続いて18ページをご覧いただけますでしょうか。こちらは柔道整復施術療養費等の照会業務の 強化についてでございます。多部位かつ頻回受診が行われている申請ですとか、1年以上の長期受 診となっている申請につきましては、加入者に対し文書照会を行うなど適正な給付を行うよう努 めているところでございます。多部位かつ頻回受診の施術の申請割合につきましては、前年度を 0.06ポイント下回る0.81%となりまして、こちらの方はKPIを達成したところでございます。

続きまして18ページの(5)でございます。返納金債権の発生を防止するための保険証回収の強化、債権回収業務の推進についてでございます。i)の保険証回収の強化につきまして、保険証を返却されてない方に対し、日本年金機構の資格喪失後2週間以内に返納催告を行ったところでございます。その結果資格喪失後1ヶ月以内の保険証の回収率でございますけれど、前年度を0.1ポイント上回りまして89.1%となりましてKPIを達成したところでございます。また保険証の返却割合が低い船舶所有者の方ですとか、船員保険事務組合に対しましては個別に電話ですとか訪問により早期の回収を依頼したところでございます。元年度中に資格喪失された方の5月末時点の保険証の回収率でございますけれど、こちらは95.8%となったところでございます。このような取り組みを行ったところでございますけれど、医療給付費総額に占める資格喪失受診に伴う返納金の割合につきましては前年度を0.013ポイント上回る0.084%となりまして、こちらの方はKPIを達成することはできませんでした。

続きましてii) の返納金債権等の早期かつ確実な回収についてでございます。こちらにつきましては文書等による催告を実施いたしまして、早期回収に取り組んでいるところでございます。 元年度の回収額でございますけれどこちらは前年度を上回る9,300万円、元年度末の債権残高は1億4,200万円となりました。資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率につきましては前年度を0.7ポイント上回る64.0%となりKPIを達成したところでございます。

19ページになります。下段でございますけれど、サービス向上のための取り組みでございます。元年度でございますけれど、疾病任意継続保険に加入する方、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方、限度額適用認定証を発行した方、保養所の利用申込みを行った方に対しましてアンケートハガキによる調査を実施したところでございます。この結果、疾病任意継続に加入する方の満足度は77.6%、傷病手当金と高額療養費の支給を行った方の満足度は91.2%でございました。また元年度から新たに調査を開始いたしました限度額適用認定証を発行した方の満足度は94.4%、保養所の利用申し込みをした方の満足度は98.2%といずれも高い結果となったところでございます。

次に、20ページでございます。6行目から8行目にかけての記載内容につきまして、各委員に事前にお渡しさせていただいたものから一部変更があったところでございます。6行目の「保養所の利用・・・」という部分から読み上げさせていただきますけれど、事前にお渡ししたものにつきましては、「保養所の利用については、元年度中に船員保険のホームページで申し込みが完結できるよう改善を行いました」と記載していたところでございます。今回修正版をお配りしておりますけれど、「保養所の利用については、2年度のできるだけ早い時期に船員保険のホームページで申し込みが完結できるようにします」ということで記載の方を変更させていただいたところでございます。理由としては準備に遅れが生じたところでございまして、年度内に開始することができなかったため修正をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

引き続き20ページの中段の ii ) サービスタンダードでございますけれど、こちらにつきましては年度を通じて100%達成、また保険証の発行につきましても3営業日以内の発行について、100%達成することができました。

続きまして(7) 高額療養費制度の周知でございます。こちらにつきましては限度額適用認定証の利用を促進するため、関係団体の機関紙などで広報を行うとともにチラシを作成いたしまして、高額療養費の支給を受けた加入者の方々に配布したところでございます。また元年度につきましても医療機関の窓口に限度額適用認定証の申請書を設置いただくよう依頼したところでございます。新たに46の医療機関に設置いただき合計で76の医療機関に設置することができました。こういった取り組みを行った結果でございますけれど、元年度の限度額適用認定証の交付枚数は前年度と比較いたしまして261枚増加し4,658枚となりました。KPIとして設定しております限度額適用認定証の使用割合は前年度を4.4ポイント上回っておりまして80.3%となり、KPIを達成したところでございます。

続きまして21ページの下の方でございます。高額療養費未申請の方に対しましては、申請の勧奨を実施しているところでございますけれど、元年度につきましては3,003件の勧奨を行ったところでございます。3,003件の勧奨を行った結果でございますけれど、1,751件の提出がございまして、提出率でございますけれど前年を0.3ポイント上回る75.3%となったところでございます。

## 菊池委員長:

今3,003件と仰られましたか。2,325件ではなく。

#### 内田船員保険部次長:

2,325件ございます。申し訳ございませんでした。

続きまして22ページをご覧いただけますでしょうか。職務上の事由によります休業手当金等の上乗せ給付の申請勧奨につきましては、厚生労働省の受給者情報により未請求者に対しまして申請の勧奨を行っております。また、休業手当金につきましては元年12月から勧奨時の添付書類を省略できるよう案内を始めたところでございます。こういった取り組みを行いましたが、元年度に勧奨を行った休業手当金238件のうち令和2年5月時点での申請件数は155件、申請率につきましては65.1%でございまして前年度と比較して0.3ポイントの減となったところでございます。休業手当金以外の申請勧奨につきましては、障害年金と遺族年金が114件、休業特別支給金、障害特

別支給金と遺族特別支給金が337件、経過的特別支給金が49件の勧奨を行いまして合計432件の申請がございまして、申請率は86.4%でございました。

続きまして23ページをお開きいただきますでしょうか。(9)被扶養者資格の再確認につきましてでございます。こちらにつきましては3,619の船舶所有者に対して実施いたしました。未提出の船舶所有者に督促等を行いましたが、元年度につきましては調査の対象を全ての被扶養者にしたことにより船舶所有者の事務負担が増加したことも要因となりまして、提出率につきましては前年度を2.7ポイント下回る91.4%となりましてKPIの達成はできなかったところでございます。

次に(10福祉事業の着実な実施についてでございます。無線医療助言事業でございますけれど、こちらにつきましてはJCHO横浜保土ヶ谷中央病院、東京高輪病院に、洋上救急医療援護事業につきましては日本水難救済会に委託をして実施しているところでございます。保養事業につきましては船員保険会に委託して実施しましたが、利用状況が低調であるためにチラシですとか、新聞広告等で利用促進を図ったところでございます。利用宿泊数につきましては台風の影響などによりまして前年度と比べて255件減少したところでございます。契約保養施設につきましては、前年度に比べまして423件増加しておるところでございます。また旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業につきましては、元年度新たに株式会社JTBと契約を行いまして、利用できる店舗数を大幅に拡大したところでございます。利用者数と宿泊者数ともに若干ではありますが、増加したところでございます。

24ページからは財政運営についてでございますけれど、これは先ほどご説明させていただきましたので割愛をさせていただきます。

続きまして30ページでございます。こちらは戦略的保険者機能についてでございます。まず第 2期船員保険データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施についてでございます。船員の方の年齢構成につきましては、先程ご説明した通り50歳代前半から60歳代にピークがございまして、メタボリックシンドロームの該当者の割合が高くなっているということ、喫煙率も40%台で推移しているところでございまして、これらは船員保険の重要な課題であると考えてございます。こういった状況を踏まえてデータヘルス計画と第3期特定健康診査等実施計画を策定し、平成30年度から実施してきたところでございます。

32ページでございます。まず特定健康診査等の推進につきましては、元年度のKPIとしまして被保険者の生活習慣病予防健診の実施率42%以上、船員手帳の健康証明書データの取得率29%以上、被扶養者の特定健康診査の実施率23%以上を掲げまして目標達成に向けて様々な取り組みを行ってきたところでございます。

34ページでございますけれど、被保険者の生活習慣病予防健診の受診者数は前年度と比較しまして656人増の15,654人となり、受診率につきましても2.2ポイント増の43.4%となりまして、KPIを達成したところでございます。

船員手帳の健康証明書データにつきましては、前年度と比較いたしまして65件増加しまして9,203件の提出をいただきました。取得率は25.5%となりましたが、KPIの達成はできなかったところでございます。また、被扶養者の特定健診の受診者数は前年度と比較いたしまして120人減少いたしまして5,321人となりましたが、受診率は0.1ポイント増の25.1%となりましてKPIを達成したところでございます。加入者全体の健診受診率でございますが、前年度と比較いたしまして

1.9ポイント増の52.7%となりました。ただ、元年度の加入者全体の実施目標は53%でしたのでこれについては達成できなかったということでございます。

ii)保健指導でございます。保健指導につきましては外部事業者も活用して実施しているところでございます。被保険者の保健指導の実施率は8.3%となりまして、前年度と比較して0.1ポイント減少しましてKPIは達成できなかったところでございます。被扶養者の保健指導実施率は17.7%と前年度と比較して0.5%減少いたしましたが、KPIは達成いたしました。加入者全体の保健指導実施率は8.8%で前年度と比較いたしまして0.2ポイント減少しまして、元年度の実施目標18%以上は達成できなかったところでございます。

続きまして健康づくりでございます。35ページに書いてございますが、元年度は健康度カルテ を刷新いたしまして715の船舶所有者に送付したところでございます。

それから、36ページのIV)でございます。健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子の送付についてでございますけれど、元年度は37ページに記載の5つの健康リスクがある方19,835人に送付したところでございます。

続いて38ページでございます。禁煙支援に関する情報提供につきまして、こちらはリーフレットの送付による啓発活動に加えましてスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを本格実施したところでございます。76名の方にプログラムに参加いただきまして令和2年の5月時点でプログラムを修了した方が39名でございます。そのうち30名の方が禁煙に成功されまして禁煙成功率は76.9%となっているところでございます。参加申込をしたのだけれども、乗船のスケジュール等の都合でプログラムの開始に至らなかった方が50名いらっしゃったため、令和2年度につきましては通年で募集・参加いただけるよう対応したところでございます。

39ページ、こちらは出前健康講座でございます。出前健康講座につきましてはメタボリックシンドローム対策や生活習慣病予防、メンタルヘルス対策につきまして33回実施いたしまして、1,253人の方に参加を頂いたところでございます。

(4) は船員養成校での健康に関する特別講義の開催についてでございます。元年度は海上技術学校や水産大学校に加えまして、大島商船高等専門学校、尾道海技大学校、東京海洋大学、東海大学海洋学部を加えた13校で17回実施しまして966名の学生に参加頂いたところでございます。

続きまして41ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは船員保険の健康づくり支援に関するアンケートでございます。加入者の方や船舶所有者の方が船員保険に求める保健事業ニーズですとか、健診受診、保健指導の阻害要因を把握するためにアンケートを実施したところでございます。船舶所有者4,361と無作為に選んだ被保険者6,000人、被扶養者3,500人を対象に調査票をお送りいたしまして回答をいただいたところでございます。結果につきましては80ページ以降に掲載しておりますので後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、47ページでございます。ジェネリック医薬品の使用促進につきましてでございまして、年2回の軽減額通知を送ってございます。そのほか、希望シールの配布ですとか広報による 啓発活動を実施したところでございまして、令和2年の3月診療分の使用割合は81.0%となりまして KPI78.7%を達成するとともに、政府目標である80%についても、この時点では達成している状況でございます。

50ページ以降は組織・運営体制の強化についての記載でございまして、こちらは健保の方と一体として記載しておりますので、割愛させて頂きます。

54ページと55ページにつきましては、これまでご説明したKPIの達成状況の一覧でございます。 56ページ以降につきましては、震災の対応ですとか先ほどご説明した毎月勤労統計調査にかか る船員保険での対応についてでございます。

58ページ以降には決算報告書と財務諸表を添付しております。こちらにつきましては先程ご説明した通りでございます。長くなって申し訳ございません。説明につきましては以上でございます。

# 菊池委員長:

ありがとうございました。それでは只今の説明につきましてご意見やご質問などをお願いいたします。

## 立川委員:

何点か教えていただければと思います。財務関係の方で毎月勤労統計調査の不適切な取扱いについての影響ということで、金額的な面については報告されてきております。そして活動の報告の方で56ページでしょうか、追加給付ということで、人数の関係が出てきているんですけども、全体として何名の対象者がいたのか。また今年度の処理で全部の方に給付が終わったのか、まだ終わっていないのか、教えていただければと思います。

それから、高額医療費の関係なのですが、確か高額医療費関係の限度額認定証は有効期間1年と認識していますが、同年度内に2枚受けるということはあるんでしょうか。元年度について2,325件ですか、勧奨して1,751件ですけども、これは船員の家族も全部含めてだと思いますが、その扶養者と本人との関係というのはこの高額医療費の中でわかるんでしょうか。その辺のことが分かりましたら教えて頂きたいのですが。

### 内田船員保険部次長:

追加給付金の関係でございますけれど、現在までで6,609人の方に追加給付をしたところでございます。

#### 井原理事:

事業報告書の56ページに書いてありますように、まず現在遺族年金を受給中の方につきましては 6,609人全ての方に追加給付が終わってるところでございます。過去に受給していた方につきましては、ここに書いてございますように支払内訳としまして1,655名。それから遺族年金として 8,381名になっております。それからお知らせを送りしても提出のない方については38人います。 尚、過去に受給していた方ということで現在、私共とつながりが切れている方もございますので、その方につきましては住所の登録がわからない方もいます。その方につきましてはここに書いてありますように、できるだけ住所を特定できるような作業を進めているところでございます。人数は全体的に500名強の方が残っている段階でございます。ただこの方につきましては最終的

にどこまで追っていけるかは、住所がまだ特定できていません。住所が特定できた方について案内状送りをして、その方の申請を待って給付の手続きを行うということになりますので、今尚時間がかかると考えています。

## 内田船員保険部次長:

後は限度額適用認定証でございますけれど、1回交付をして、それで退院をして、しばらく治っている状態で、再度交付をして結果的に2枚になるっていう事はありえるかと思います。それと被保険者と被扶養者の割合は、今数を持ち合わせていませんので、後ほど数をご説明いたしますのでお願いいたします。

## 立川委員:

有効期間が1年ですので年度途中で切れた場合は傷病が発生すれば年度内に2枚もらうことあるんですか。

# 内田船員保険部次長:

可能性はあると思います。

# 立川委員:

その数は先ほど言った4千何百件の中に入っているんですか。

### 内田船員保険部次長:

入っています。

## 佐久間船員保険企画グループ長補佐:

失礼します。加入者にはあくまで個人単位で交付をいたしますので、ひとつの世帯の中で、例えばご主人と奥様がそれぞれ限度額適用認定証をお求めになればもちろん2枚発行になりますし、先ほど記載の数字は今の場合ですと2カウントされています。期間についても最長1年間ということでございますので、例えばご本人が来月で退院するので1ヵ月ないし2ヶ月の有効期間でいいよということであれば、その期間の認定証を交付しますけれども、結果的にまた再入院をすることになったということであれば同じ方にもう一度を交付することになりますので、それも2カウントされています。

### 立川委員:

わかりました。

#### 菊池委員長:

一部の数値につきまして、持ち帰っていただいてまた後日お願いいたします。

### 内田船員保険部次長:

割合につきましては、また後日調査してご説明をいたします。

## 菊池委員長:

小山委員お願いします。

## 小山委員:

財務諸表の11ページで立川委員が述べられた事なんですけども、2.の毎月勤労統計調査の不適切な取扱いの影響のところで、支払金額4億1,000万に対して事務経費が6,900万とありますが、4億円払うのに事務経費が7,000万かかるというのは、私には理解ができないのですが、どういうことでしょうか。

## 内田船員保険部次長:

こちらは人件費というよりかは、システム開発の関係の経費が2,300万円で、さらにコールセンターの設置をいたしております。これは4,000万ということでございます。この二つが大部分ということになります。

### 小山委員:

はいありがとうございます。という事は、必ずしもこの4億1,000万は払う為だけの事務経費ではないということですよね。投資的なインフラを整える部分があったということですよね。

# 内田船員保険部次長:

こちらにつきましては、毎勤統計の追加給付をするための経費でございます。

### 小山委員:

はいありがとうございます。

# 髙橋理事:

毎月勤労統計調査の問題は、すでに年金をもらわれた方、あるいは一時金を受け取られた方について、その後賃金スライドの率が違っていたというものですが、そのスライド率の違いによる差額を払っているのが給付金としてここで計上されています。例えば、元々の給付はすでに10万円払っていた、差額は100円とかになるというようなものですから、この差額自体は非常に小さいということです。ですので、どうしても事務費は給付金額に比べて大きく出てきてしまうということであります。

#### 小山委員:

ありがとうございます。

## 菊池委員長:

田中委員お願いします。

### 田中委員:

様々な業務本当にありがとうございます。個別にはあげませんが、いわゆる保険事業以外の付帯の事業も大変重要な事業は非常に多いと感じます。無線医療あるいは洋上救急医療の体制等も含めて現在報告されていることは是非継続をしていただきたいと思います。

それで今も話題にあがりましたが、毎月勤労統計の調査とか対応について、以前も話をしましたけれども、非常に不満があると感じています。そもそも間違いが起きたことも大変問題ですし、それからこの対処の仕方についても説明不足だと思います。

今日も厚労省からいらっしゃってますけども、そもそも厚労省の間違えで、その対応を保険者である協会けんぽ船員保険部が対応されているわけですから、やはりこの問題に対する対処を協会けんぽを通じて行ったとの報告が必要だと思います。住所を遡れない人もいるとのことですが、遡れる人には遡っていますという説明では非常に不親切ですし、また不信感を招くわけですから、例えば「住所を遡れないあるいは連絡がつかない人はこのぐらい人数がいて、今、これからこういう対処をしようとしている」といった内容を当然発信されるべきだと思ってます。

現時点では、まだ中間的な状況だと思いますけれど、中間的なこれまでの対処の状況と、遡れない住所のある方の残りの人数といった、現在の対応状況を実務としての協会けんぽ側からの説明も必要ですが、これはどこかの時点で厚生労働省がしっかり説明をするということが必要だと思います。この問題が起きた時に相当ニュース報道もされましたし、ここに保険局長がこられて謝罪をされて対処するということも述べられているわけですから、問題解決までの道筋をつけていただく、それから中間的な報告と、いずれは総括して広報するようにしていただきたいと思います。

船員保険は、対象者の人数よりその金額が他の被保険者と比べると非常に大きいということでありますし、そういうこともニュース報道されておりますので、より丁寧にしっかり説明をお願いしたいと思います。

協会けんぽ側に対してだけの話ではありません。これは本質的には厚労省が最後まで、責任を 持って行っていただきたいと思いますので、今この場をお借りして話をしますし、また厚労省か らもしっかり然るべき方法で広報をしていただきたいと思います。

それから加えて言えば、この業務に関連する費用については当然国が払うということでしょう けども、その手間も暇も相当かかると思いますので、その点については、協会けんぽの船員保険 部の財政の負担にならないように、必要な経費は請求していただきたいと思います。以上です。

#### 菊池委員長:

ご質問というよりご要望ということかと思いますがいかがでしょうか。

#### 井原理事:

毎月勤労統計につきましては、たびたび田中委員からご意見いただいているところで、私どももこの案件の重要性については重々承知しているところでございます。また、広報を通じて、現在の取り組みの状況につきましては、厚生労働省とも相談しながら、皆様にわかりやすいように伝えていきたいと思います。この案件については、最終的に加入者の皆様の方にご迷惑をかけることのないように最後まで取り組んでいきます。

## 佐々木全国健康保険協会管理室長:

ご指摘やご要望につきましては、協議会等において、しっかり説明をさせて頂きながら広報等もしていきたいと思います。経費の話もございましたので協会の方と調整をして協会の方に負担にならないように対処したいと思います。以上です。

# 菊池委員長:

丁寧なご説明とそれから然るべき発信の仕方としてのあたりで、今のご説明のなかでご検討いただけるということですので、今後ともこの協議会としても様子を見させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

## 田中委員:

よろしくお願いいたします。厚生労働省を信じてみんながんばって乗船しておりますので、現場の船員なり家族がバカをみない、まじめに一生懸命やれば報われるということを期待して意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 菊池委員長:

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

### 髙橋委員:

質問が1点と意見を1つお願いしたいものがあります。質問ですが39ページの出前健康講座の上段の方に、33回開催しましたとのことで、1,253名の方が受講したとのことで記載があります。とても満足、おおむね満足とのことで素晴らしいことが書いてあるのですが、ただ残念なことに33回の回数と受講者数だけで、いつどこでどのような講座をしたのかなど、明細の説明がないと思います。文章を見ればメタボリックシンドロームと糖尿病・高血圧等と書いてありますが、いつどこでどのような形で、もう少し詳細が分かりやすくいただければよろしいと思います。

それから意見ですが、18ページです。保険証の回収の強化と債権回収の業務の推進というところです。以前から非常に不思議だなと思っていたのですが、例えば現在の保険証ですがキャッシュカードのように使用禁止になった、例えば船主さんを通じて何月何日で資格喪失をしたということが分かれば、その時点でその保険証が自動的に使えなくなるようなシステムの構築というのを考えておられるのか、将来はこの船員保険だけではございませんが、社会保険含めてそのような事がなされれば、回収は別として債権は特段難しいことが発生するようなことではないと思いますが、その事項について検討中ということがあるのかないのか教えていただければと思います。

### 内田船員保険部次長:

1つ目の出前健康講座の詳しい日程や、実績につきましてはまた改めてご提供させていただきます。それと今おっしゃられた保険証関係ですが、委員がおっしゃった通りで、現在それにつきましては国全体でオンライン資格確認の仕組みということで準備をしているところでございます。これが実現すれば、患者さんが病院にいらっしゃって保険証を渡したら、この方は加入してないということがすぐわかるようなシステムでございます。最終的には国はマイナンバーカードを活用したいとのことです。準備につきましては令和3年3月を目指しているところでございます。ただしすべての医療機関が最初から参加できるかというと、そこは段階的になるんではないか思っておりますが、船員保険もこの流れに合わせていきたいと思います。

### 菊池委員長:

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。平岡委員お願いします。

## 平岡委員:

要望になろうかと思いますが、39ページの船員養成校での健康に関する特別講義の開催についてですが、これについてはこれから船員になろうかという方に特別講義をやって頂いていること、大変ありがたく思っています。資料を見ますと海上技術学校系と大学と水産大学と限られていますが、今後は水産高校などにも広げていっていただければありがたいと思っているのですが、その辺についてよろしくお願いします。

## 井原理事:

こういった特別講義の開催につきましては若手の船員の確保という観点からも非常に重要と思っておりますので、要請があれば水産高校に出向いて開けるようにして参りたいと思います。ただ私共の方もキャパの問題もありますので、一気に拡大するというのはなかなか難しい面もあろうかと思いますが、この特別講義についてはなかなか好評のようでありますので、拡大の方向で進めて参りたいと思います。

## 平岡委員:

よろしくお願いします。

### 菊池委員長:

他にはいかがでしょうか。小山委員どうぞ。

# 小山委員:

これはお願いなんですけども、54ページ、55ページそれと全般的なところに言えることですが、 様々なKPIを設定されて評価をされているということで、いい事だとは思いますが、ただ残念なの は今年度、前年度で達成できたか未達成だったかのスナップショットの部分しか無いのが残念で、 出来ればトレンドデータのように過去5年~10年をトレンドがわかるようにしていただいた方が全体的に伸びてきているのか、伸び悩んでいるのかわかりやすいと思います。例えば48ページの図のようにここはジェネリックの図がありますけれども、これは見ただけでイメージがつかめますので、KPIの達成か未達成かだけではなく、トレンドがほしいなと思います。

それとKPIの中で、KPIの目標が前年度以上ということがあるんですけども、これはある程度までは正しいんでしょうけど、どこかの時点で前年度以上はいかないということもあると思いますので、数字的にここが目標なんだというものがあってもよいのかなと思います。変な例えですが、大したことない数値の場合、前年の数値を上回るのは簡単ですし、逆にもうかなりのところまで数字がきているのを上回るのは難しいわけですので、前年度より数値がいいというだけでは、いいKPIとは言えないのではないかと思いました。以上です。

## 井原理事:

このKPIの設定の仕方についてはいろいろとご議論があると思います。これは昨年度のKPIです。 今年度のKPIにつきましては今、小山委員がおっしゃったように対前年度以上が目標というだけ では、対前年度がすごく悪いのであれば、次の目標設定が低くなるというようなご意見もありま して、今年度からは全てではないですけども、過去3年度の平均で数値の設定をし、前年度の数値 が悪かった場合に目標数値が低く、次年度は良くなったと言うようなことがないように設定の仕 方を変えました。絶対値で、KPI設定できるかというところにつきましては検討させていただきた いと思います。

また、トレンドにつきましては今年度から過去3年度の平均ということで設定いたしましたので、小山委員も仰っていたように過去のトレンドも見えるように資料を作成していきたいと思っています。

#### 小山委員:

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

## 菊池委員長:

はい。他にはいかがでしょうか。

#### 立川委員:

数字を教えていただければと思うのですが、船員の健康証明書を交付できるというか、チェックできる医療機関の増をお願いしているわけなんですが、現時点でどのくらい増になっているのでしょうか。

それと健康証明データの取得で前々回くらいに厚労省のホームページに掲載された時の数値が誤ったデータを載っけたことがあると思うのですが、これの対処というのはもうすでに行われてると思いますが、いつぐらいに行われたのか。今後このようなことがないようにと思いますが、その辺りはどういう形でいつ頃対応されたのかを教えていただければと思います。

### 内田船員保険部次長:

手帳の証明を行うことができる医療機関でございますけれど、現在321医療機関になっています。 生活習慣病予防健診の指定医療機関が421医療機関ありまして、そのうち321医療機関ということ でございます。

### 井原理事:

それから、前々回に健診結果のパーセンテージの数値の誤りがあったという点についてお話した と思いますけれども、それについては、いつ新しいデータでホームページに掲載したのか、今手 元に資料がありませんが、新しい数値で公表しております。

# 菊池委員長:

いつ補正されたということであれば、また後程ということになりますけども。

## 立川委員:

直ったら直ったということを例えばそれをつかんだ時点で、この会議が開催されてるかは別の話しとして、しっかり報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それと生活習慣病予防健診の医療機関が421医療機関で321医療機関が船員の健康証明データを

提供できるということで、内数ということで説明してましたが、内数でいいんですか。何件増な どの数字はわかりますか。

### 内田船員保険部次長:

内数でございます。増加数の方はまた確認をしてご説明をさせていただきたいと思います。

## 菊池委員長:

よろしいでしょうか。今の立川委員からのご指摘は重要だと思います、この会議ではいろいろな質問があり、持ち帰ってまた次回報告ということが基本でありますけれども、何か間違いがあって、そこが外部に出ているというようなご指摘の場合、個別に補正したという報告を最低限その委員にお届けするというのは必要なことかと思います。その点、以後ご留意いただければと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。それではございませんようでしたら令和元年度決算につきましては本協議会として了承することといたしたいと思いますがいかがでしょうか。

# 会場:(異議なし)

#### 菊池委員長:

はいありがとうございます。それでは事務局から今後の手続きについてご説明お願いいたします。

### 内田船員保険部次長:

本日お諮りいたしました令和元年度の決算につきましては7月27日月曜日に予定しております運営委員会の議を経まして厚生労働大臣に対しまして、承認の申請を行うこととなります。

## 菊池委員長:

ありがとうございました。それでは次の議題に参ります。事務局から議題2. その他についてご説明をお願いいたします。

### 内田船員保険部次長:

資料2-1をご覧いただけますでしょうか。こちらは新型コロナウイルス感染症にかかります船員保険での対応についてでございます。

まず、健診保健指導でございます。こちらにつきましては、政府の緊急事態宣言の発令に伴いまして対象の地域の健診保健指導につきまして休止をしたところでございます。また対象地域外の地域につきましても対面で実施します保健指導業務につきましては休止をしたところでございます。

続きまして裏面でございます。こちらは保険料の支払い期限の延長、納付猶予についてでございますが、疾病任意継続保険料につきましては3月10日以降に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少しまして保険料納付することが困難である旨の申出があった場合につきましては支払い期限の延長を実施しております。

また船舶所有者が納付する保険料につきまして、日本年金機構での対応になりますけれど、4月30日以降新型コロナウイルスの感染症の影響によって事業収入が減少しまして保険料を納付することが困難な旨の申し出をした場合につきましては、保険料納付を最大1年猶予されるという取り扱いとなっているところでございます。

その他、出前健康講座あるいは養成学校での特別講義の開催ですとか、事務担当者説明会など につきましては、県をまたぐ移動が必要でございまして、集団形式での実施であることからその 実施を控えていたところでございます。

次に船員保険の影響等についてでございます。財政関係につきましては今後の保険料収入です とか、医療費の動向を踏まえまして影響を推計して改めてこの協議会にお示ししたいと考えてご ざいます。

次に令和2年度の事業計画及び予算につきましては、出前健康講義や船員養成学校等での特別 講座の開催あるいは事務担当説明会につきましては、今後オンラインのビデオ通話等による開催 ですとか、動画コンテンツによる講座内容等の配信の実施も予定しているところでございます。

それと今年度試行的に実施を予定しておりましたヘルスツーリズムにつきましては今後の状況等を見ながら実施について検討していくこととしたいと考えてございます。

続きまして資料2-2でございます。船員保険の就学等援護費の改正についてでございます。 平成21年12月前の職務上の災害に係る遺族年金と障害年金の受給者につきまして経過措置的に 船員保険から就学等援護費を支給しているところでございます。これにつきましては平成31年4 月1日に労災保険の就学援護費の改正が行われたところでございますので、船員保険につきましても同様の改正を行ったところでございます。改正内容につきましては高等学校等に在学する者、 または公共職業能力開発施設で専修訓練課程の普通訓練を受ける者の就学援護費の支給額でございますけれど、16,000円から18,000円に、通信制課程に在学する方につきましては13,000円から15,000円に引き上げるというふうな措置をいたしました。こちらは労災保険に準じまして平成31年4月1日まで遡って実施しているところでございます。

続きまして資料2-3でございます。外国人技能実習生の船員保険の適用でございます。外国人技能実習生につきましては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、いわゆる技能実習法に基づいて実施されているところでございますが、漁業では記載にございます通り、かつお一本釣り漁業などの8職種作業で令和元年度3月1日現在で1,917人の実習生を受け入れているところでございます。ただ、新型コロナウイルスの感染症の影響で外国からの入国が制限されている状況でございまして、実習生の帰国は認められているような状況ではございますが、新たな実習生の受け入れというのはできない状況でございますので、現時点ではこれより100名単位で減少していると伺っているところでございます。実習生については船員手帳の交付を受けまして、雇用契約を締結して乗船している場合には船員保険の被保険者として適用されるということになりますけれど、実習生として統計を取っていないところでございますので、実習生である被保険者の数については把握できていない状況でございます。

続きまして資料2-4 でございます。船員保険の巡回健診の実施状況についてでございます。 船員保険の保健事業につきましては船員保険会に委託して実施しているところでございますが、 船員保険会では表にあります通り5箇所の健康管理センターで計33台の健診車で巡回健診を行っ ているところでございます。実施体制につきましては医師放射線技師、臨床検査技師、看護師、 事務員が同行する他、特定保健指導等実施する際には保健師が同行する場合もございます。

裏面をご覧いただけますでしょうか。平成27年度から元年度までの5年間の実施状況につきまして記載をしているところでございます。巡回健診の実施回数というのは増加傾向にありまして、令和元年度につきましては576回の実施となっているところでございます。こちらの回数につきましては実施日数とイコールと考えてよいと思っております。船員保険の健診受診者の全体の4割超の方が巡回健診を利用されている状況でございます。

続きまして資料2-5でございます。施設の関係でございまして船員保険が保有していた4箇所の福祉センターのうち、3施設につきましては既に売却が完了しているところでございますが、その費用につきましては今年度船員保険に交付されることが決まっているところでございます。

前回の協議会で質問がありましたヒルサイドホテル富士見につきましては厚生労働省に確認 したところ、令和2年6月18日に財務事務所に対して売払に対する事務委任を行ったということを 聞いてございます。

続きまして2-6ございます。こちらは東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除措置についてでございます。帰還困難地域居住制限区域等にお住まいであった方につきましては今年の2月29日まで医療機関を受診した際の一部負担金の免除措置を行っておりましたが、引き続き来年の2月28日まで延長することといたしました。また、旧居住制限区域等にお住まいだった方で毎月の報酬の月額が53万円以上である上位所得者層の方につきましては、9月30日まで一部負担金の免除措置を講じることとしましたのでご報告をさせていただきます。なお、船員保険では5月末時点で21名の方が対象となっているところでございます。

それと裏面でございますけれど、こちらは令和元年度の台風19号の被災者に係る一部負担金の 免除措置についてでございます。こちらも9月30日まで延長することといたしました。 こちらは5月末時点で22名の方が対象となってございます。説明につきまして以上でございます。

# 菊池委員長:

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問などございましたらお願いいたします。髙橋委員どうぞ。

## 髙橋委員:

資料の2-3の外国人の技能実習生についてなんですが、今日回答できないものであれば後日教えていただければ結構なのですが、下船後3ヶ月の乗船中に患った病気なり怪我なりで下船後3ヶ月間の問題があって、当人は母国に帰るわけですから、そうすると、その当該国での治療が可能であるかです。治療は当然可能だと思うのですが、どのような制約を受けるのか、指定病院なのかそれともその本人の所在する病院なのか、その辺が今の状態の中では明確でもなく、近い将来の大きい課題になってくるのではないかと感じますので、その辺、内部で検討していただいて、どのような対処をされるのかをできるだけ早い時期に教えていただければと思います。以上です。

# 内田船員保険部次長:

下船後の療養補償の対象かどうかというところでございますけれど、技能実習終了後というのは 雇用関係が消滅してしまいますので、船員保険の被保険者資格を喪失するということになります ので、原則として下船後の療養補償の対象にはならないということになります。

ただ、乗船中に発症した職務外の疾病に対し、引き続き加療を要する場合につきましては、継続療養の受給届の申請を行っていただいて承認が得られた場合につきましては、この疾病につきまして下船後3ヵ月満了の年月日までの間は療養給付の対象となるという状況になります。

ただ髙橋委員がおっしゃるのは、その方が本国に帰られた後に医療機関にかかられたということですが、原則、海外療養の取り扱いで給付の対象にはなりますけども、事務的にそういった例がたくさんある訳ではございませんので、どういう形で円滑に給付ができるかというところは検討していきたいと思います。

#### 髙橋委員:

今時点でそういう事例が多分ないのだと思うが、今後は出てくるんですよ。 療養補償証明書を書いていただいて、それから資格を継続して、例えば、インドネシアの、申し訳ないけども、我々が知らないような、かなり田舎の町で病院にかかることが可能なのです。今の船員保険条項だと。整理されてないわけでしょ。 だから、その辺をどのように整理をしていただいて、例えば指定病院にかかってくださいとか、そういうことも含めて対応していただかないとあちらこちらでバラバラに出てきた時に多分、対応しきれないんだと私は思う。 だから整理をして頂きたいということです。

### 井原理事:

基本的には、例えばインドネシアの医療機関でかかられたその治療行為が我が国の診療報酬に照らしてどういう行為に該当するかそれに照らしてお支払いをするということになるのですけども、ただ、おっしゃるようにその当該インドネシアの医療機関とこちらの事務的な手続き、ご本人様との事務的な手続きをどうするのかというところについては、他の海外療養費の請求の事例はあるのですけれども、問題が出てくると思いますので整理させていただきたいと思います。

### 菊池委員長:

よろしいでしょうか。

# 田中委員:

質問をさせてください。資料2-1なのですけれども、裏面に2ページ目の新型コロナウイルス感染症に係る対応でありますけれども、この表の下段に4月30日から1年間船舶所有者に関する保険料の納付猶予ということがありますけれども、確認なのですが、これは船員保険の被保険者の保険料は猶予ではなくて支払われるという理解をしてよろしいでしょうか。船舶所有者のその船主負担分の保険料の納付が猶予されるという制度なのかどうなのかを確認をさせてください。

# 内田船員保険部次長:

被保険者分のものも含めてということになります。

## 田中委員:

ということは、被保険者の保険料も猶予されるという理解ですかね。

## 内田船員保険部次長:

被保険者の部分も含めてということになります。

## 田中委員:

これを見て直感的なんですけど、その事業経営状況が問題でその保険料の納付が猶予ということになって、まさか、その船員の給料から保険料を引いて、それを滞納するというようなことは起きないだろうなと、それをどのように考えられているのかわからないですけど、何を心配するかというと、例えば、保険料が払えない状態が続いて、仮に事業破綻してしまった場合にその保険料の問題もありますけれども、年金の加算もされてないとかですね、そういう悲惨な状態が起きなくもないわけで、あえてその確認なんですけれども、今の話ですと、船員からも徴収しないということなので、ちょっと心配ですね。その船員からも本当に徴収してないのか、会社がですね、そういうことは制度として協会けんぽとしてチェックはしないということですか。

#### 内田船員保険部次長:

保険料の徴収については日本年金機構の方で行っておりますので、私どもの方では個別にどうなっているかというところまでは、確認はできない状況でございます。

## 菊池委員長:

髙橋理事どうぞ。

### 髙橋理事:

今、徴収の方は内田次長が申し上げたとおりですけれど、他にもよくありますが、従業員本人から天引きで従業員の保険料が事業主のところにたまっていたけども、会社が倒産すると源泉徴収分はどこかへ行ってしまったというケースも、税金もそうですけど、そういうことはままあります。そういった場合給付面としてどうなるかと言いますと、年金の場合ですと、ご本人については事業主が保険料滞納しても加入資格はずっと続いていますので、しかも、標準報酬はいくらということも、ずっと記録は残っていきますから、その期間は事業主が滞納しても、あまりいい表現じゃないですけども、その状況では関係なく年金に必ず結びつきます。ご心配はありません。それから私どもの健康保険給付・船員保険給付の方は、この猶予期間であっても、医療機関にかかればその保険証は有効ですので、給付面には何の問題もありません。

# 田中委員:

分かりました。今の説明で安心できるんですが、しつこく確認しますけれど、その状態で仮に事業破綻して、会社そのものが消滅して誰も払えないというような状況が来ても、後で医療機関で全額払えとかそういうことには制度上ならないということでよろしいでしょうか。

# 髙橋理事:

猶予された保険料は事業主に納付義務があり、ご本人は国或いは協会に対しては納付義務を負っていませんから、後で猶予したままで倒れちゃったということであっても、ご本人には一切影響ありません。ですから、返せとかそういう話は一切ありません。

# 田中委員:

分かりました。ありがとうございました。

それと、あともう一ついいですか。出ていました資料2-3なんですけども、中身というよりは、この参考資料を今日出された意図を確認したいです。深い意味はないのですが、ここで例えば外国人技能実習生から船員保険の被保険者になった数が書いてあったら意味は分かるんですが、ここにそれは区別をしていないから分かりません、と書いてあるのに、どうして、これが資料で今日出されているのか、ちょっとその意図をお聞きしたいと思います。

#### 内田船員保険部次長:

前々回の協議会で髙橋委員から、技能実習生がどういう状況かというご質問がございました。本日ご説明した通り、船員保険の適用については数字等は分からない状態で、不完全な形ではあり

ますけれど、現段階で把握した状況についてご説明するということで今回資料をお出ししたところでございます。

### 田中委員:

はい、分かりました。それなら納得です。

そうすると、基本的には、ここにある技能実習生は研修期間が終わったら、雇用契約を結び全員がそのまま船員保険の適用者になりますのでそういう理解をしていただければいいと思います。そういう意図であれば納得します。

また、先ほど髙橋委員が言ったようにですね、外国人の技能実習あるいは就労っていうのが制度化とかしてくればですね。いろんな法整備がこれからあるのかどうか分かりませんけれど、現行法の下でその平等に守られているのであればその事務手続きとかそういうものが円滑に進むような工夫は準備をしていただければと思います。いずれにしても、日本人と外国人と一緒にその現場で働いていて健康保険を使うという場面があったとすればですね、それが円滑に制度利用できるような形を是非工夫をしていただきたいなと思います。以上です。

# 菊池委員長:

受け止めて頂ければと思います。他にはいかがでしょうか。平岡委員お願いします。

### 平岡委員:

資料2-2ですけれども、この船員保険就学援護費については、現時点においては文科省系が対象で それ以外については対象になっていません。特に海技教育機構の船員養成教育機関については、 ほとんどの卒業生が船員となり船員保険に加入するわけですから、これについては、この場で改 善するよう再々申し上げています。ぜひとも、支給対象範囲については、省庁の枠を超えた対応 をしっかりお願いしたなと思います。

### 内田船員保険部次長:

こちらにつきまして、以前からご希望を頂いているところでございまして、我々も厚生労働省の 労働基準局の労災管理課へ要請を行っているところでございます。先日もどういう状況か確認を させていただいたところ、新たに適応拡大するのは難しいという回答でございました。ただ、こ ちらは引き続き要請を続けていきたいと考えてございます。

### 菊池委員長:

他には。平岡委員どうぞ。

#### 平岡委員:

難しいのはよくわかるのですけれども、それをどうにかしてほしいと思うのですが、いずれにしても、それらの学校については、ほとんどの卒業生は船員になって船員保険に加入するわけです。

このような学校があるのに、それが対象外というのはいかがなものかと思いますので、是非とも 厚生労働省の保険課の方がおられますので、よろしくお願い致します。

## 菊池委員長:

協議会から強い意見が重ねて出されたということで、引き続き交渉していただければと思いますが、よろしいですか。はい、立川委員。

## 立川委員

今の就学援護費の関係ですけれども、これは、いつから始まるんですか。支給はもうすでにやっておられると言うことですか、それとも、これからですか。

## 内田船員保険部次長:

既に支給の方は終わってございます。

## 立川委員:

終わっている。

#### 内田船員保険部次長:

はい。

### 立川委員:

1年も前に決まって終わっているものが、今頃報告というのは、どういう絡みなのですか。 このような報告をされると、経過が全く書いていないので「これからやるのか」という見方がで きてしまいます。その辺も説明していただかないと誤解を招くような資料になってしまいますよ。

### 内田船員保険部次長

すみません。こちらの方は労災の方への確認が遅れていたということもありまして、今の時期になってしまったということなのですけれど、対象者は10名ほどいらっしゃいまして、総額で12万円の支給をすでに行ったところでございます。

#### 立川委員:

金額の問題を言っているのではなく、報告の仕方やタイムリーにこのようなことは報告していた だかないといけないのではないかということ、それからこのままの資料ではこれからやるのか、 既に支給が終わっているのかもはっきりしていない。資料の出し方についても配慮していただか ないと間違った情報の伝達になりますよ、ということを言いたいのです。

### 内田船員保険部次長:

タイムリーな報告と、資料の作り方につきましては今後の委員のおっしゃる通り対応していきたいと考えてございます。

## 菊池委員長:

今の件は私からもよろしくお願いいたしますね。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 無いようでしたら、以上を持ちまして、本日予定しておりました議題は終了いたしました。 次回の日程等について事務局からご説明お願いいたします。

## 内田船員保険部次長:

次回の船員保険協議会につきましては11月頃の開催を予定しておりまして、議題につきましては 来年度の保険料率の方向性等についてお諮りする予定としてございます。

また、船員保険として令和3年度からの3年間の中期計画を策定することとしておりますので併せてお諮りしたいと思っております。詳細な日程につきましては各委員と調整の上後日連絡をさせて頂きます。以上でございます。

## 菊池委員長:

やはり、対面の方が活発な議論ができるなと思った次第でございます。11月ということでございますので、是非、対面できる状況であってほしいと思っております。本日はお忙しいところありがとうございます。第48回船員保険協議会を閉会致します。どうもご苦労様でした。(了)